

# 労働基準法、最低賃金法等の届出等は、 電子申請が便利です！

オフィスから、インターネットを經由して、スピーディに届出!!

「36協定届」、「就業規則の届出」など、労働基準法の届出等は、  
すべて電子申請が利用可能です！

電子政府の総合窓口「e-Gov（イーガブ）」にアクセス!!

## いつでもどこでも手続可能なんだ！



労働基準監督署の窓口に行く必要はありません。いつでも利用できるので、窓口での待ち時間がなく、オフィスにいなから届出等ができます。

労働基準法に定められたすべての届出等

- 時間外・休日労働に関する協定届（36協定届）
- 就業規則の届出
- 1年単位の变形労働時間制に関する協定届 など

最低賃金法に定められた届出等の一部

- 最低賃金の減額特例許可の申請 など

## 簡単・スピーディに申請できるよ！



インターネット上の様式に必要事項を入力し、電子署名及び電子証明書を添付してクリックするだけで手続ができます。

大量の書類への記入も、電子申請ならデータでスピーディに処理できます。

## 導入もかんたん！



マイナンバーカードや住民基本台帳カード（以下「マイナンバーカード等」といいます）を使うと、電子証明書の取得の手間や費用がかかりません。（ICカードリーダーライターが別途必要です。）

詳細は厚生労働省のホームページをご覧ください。

「ホーム」>「政策について」>「分野別の政策一覧」>「雇用・労働」>「労働基準」>「事業主の方へ」>「労働基準法等の規定に基づく届出等の電子申請について」